



市町村農業公社レポート

4市を活動区域とする北海道「道央農業振興公社」



平成の市町村大合併に伴い、第三セクターとして設立されている農地保有合理化法人たる市町村農業公社も統合や解散といったケースが懸念されている中で、JAが合理化法人資格を返上して、新たに行政と共同して合理化事業等に取り組む広域型市町村農業公社が北海道に出現した。
今号では、札幌近郊に位置する財団法人道央農業振興公社が、4市を事業区域とする「地域担い手育成総合支援協議会」として、品目横断的経営安定対策等担い手の育成への取り組みと農地保有合理化事業に積極的に取り組んでいる事例を紹介する。

道央農業振興公社の位置と地区の農業の概況

道央農業振興公社は平成17年5月に設立された。札幌近郊に位置する江別市、千歳市、恵庭市、北広島市の4市を事業実施地域とする広域型の農地保有合理化法人だ。

4市はいずれも札幌のベッドタウンで、道内では数少ない人口が増加する都市的地域。稲作、畑作、野菜作、酪農の各部門を基幹産業とした自治体でもある。2005年センサスによると、4市の経営耕地面積は2万9200ha。そのうち販売農家の有する面積が1万6974ha(80%)を占める。販売農家は1305戸で、1戸当たり経営面積は北海道平均の18・5ha

よりもやや小さい13haである。平成17年の農業産出額は300億9000万円。うち酪農57億8000万円、野菜45億4000万円、米21億6000万円を占める。採卵鶏も50億円以上の産出額があるという。このように管内は、道内最大の消費地である札幌近郊に位置するという利点を活かし、野菜・牛乳・卵などといった生鮮食料品となる農畜産物の生産が盛んに行われているのである。

公社設立までの経緯

当地域では、まず旧恵庭市農協が平成7年に合理化法人の資格を取得した。その後、江別市、野幌、千歳市、恵庭市、北広島市の5農協が平成13年に合併し、道央農協が設立されて、旧恵庭市農協合理化法人を引き継いだ(事業実施地区は恵庭市のみ)のである。道央農業振興公社の事業実施地域はこの道央農協の管轄地区とはほぼ一致する。

恵庭市農協合理化法人の設立に前後し、千歳市においても市町村

農業公社の設立が検討されていたという。その理由は、千歳市内の条件不利地域で遊休農地が大量に発生するおそれがあったためであるということだが、他の3市も多かれ少なかれこのような課題に直面していた。

こうした状況の中、道央農協の管轄地区全域を事業対象とする広域の市町村農業公社を設立してみてはどうかといった案が地域の関係者から提起された。換言すれば、恵庭市管内のみ事業実施地域とする道央農協に変わり、広域行政区を管轄とする市町村合理化法人の設立が提案されたということである。

- その理由は次のとおりであった。
- ① 農協の振興方策と公社の事業展開の一体化が望める。
 - ② 農協施設の利用が見込める。
 - ③ 補助事業の導入対象者が増えるので、その採択基準が満たしやすくなる。
 - ④ 出作・入作関係の把握と効率の良い賃貸借への転換が望める。
 - ⑤ 新規就農者および新規参入者の研修受け入れ先が多数確保でき



恵庭市農業活性化支援センター内にある道央農業振興公社

4市を活動区域とする北海道「道央農業振興公社」

当公社は4市と道央農協・千歳市開拓農協の出捐によって設立された財団法人。基本財産は1000万円、理事長には道央農協代表理事組合長が就任している。そのほか4市2農協から職員の派遣・出向の支援を得ている。また恵庭市からは農業活性化センターと試験農場を管理委託形式で利用している。この他、恵庭市と千歳市は当公社設立時から市営牧場の管理運営を公社に委託している。



道央農業振興公社の体制

①市単独で運営するよりも低コストで済む。
 ②市単独で運営するよりも低コストで済む。
 ③市単独で運営するよりも低コストで済む。
 ④市単独で運営するよりも低コストで済む。
 ⑤市単独で運営するよりも低コストで済む。
 ⑥市単独で運営するよりも低コストで済む。

財団法人 道央農業振興公社の組織機構





当社の組織は2部4課体制で行われている。図に示したように、理事長と副理事長（現在は江別市経済部長が就任）は非常勤。常務理事以下は常勤である。平成19年6月現在、常勤役員数は常務理事と事務局長を含めると23名になる。部長以下は21名で9名が総務部、12名が業務部に配属されている。また期間作業員が総務部に3名（牧場作業員）、業務部に1名（圃場作業員）配置されている。派遣・出向職員は13名を数え、その内訳は道央農協から7名（常務理事、業務部5名、総務部1名）、千歳市営牧場管理運営担当、恵庭市から1名（総務部所属、恵庭市営牧場管理運営担当）となっている。



当社が恵庭市から受託している農作物品種の試験研究圃場

特筆すべきは、当社は、本年5月に地域段階の「担い手育成総合支援協議会」に承認され、図にみるように、その運営に係るワンストップ支援窓口を業務部が、担い手アクションサポート会議を業務推進委員会がそれぞれ受け持つことになった。ちなみに、広域行政区にまたがる財団法人としての協議会に承認されたケースは、平成19年6月現在、当道央農業振興公社以外にない。全国でその第1号が当公社なのである。



公社の事業

図にみるように、当公社の基幹事業は、「担い手育成総合支援」「農用地の利用調整」「生産性の向

上と安心・安全な農産物生産支援」「労働力確保と農業機械の効率化支援」「牧場運営管理」「酪農・畜産関連」の6事業となる。この他、設立前に計画された農業生産者と消費者との交流の支援も行っている。

ここでは合理化事業と関連する「担い手育成総合支援」と「農用地の利用調整」の概要を紹介する。

まず「担い手育成総合支援」である。この事業の特徴は、当公社が支援対象となる担い手を類型化し、そのタイプごとに支援措置を変えているという点である。具体的には次のとおりとなる。なお、農業生産法人については、さらにA、Cの3類型に区分し、類型ごとに異なった支援を自治体ならびに農協と共に行っている。

①認定農業者：品目横断的経営安定対策に係る支援、合理化事業の経費助成、その他補助事業の導入に係る支援などを行う。

②農業生産法人

A 育成型（JA出資型）法人

（Ⅱ受け手のいない優良農地の維持に関与する法人）：合理化事業の経費助成、農業生産法人出資育成事業の導入に係る支援、JAからの人的支援、機械・施設導入や基盤整備に係る費用の助成、融資に係る利子補給などを行う。

B 戦略型（JA協同型）法人

（ⅡJAと共に生産・販売戦略を展開する法人）：合理化事業の経費助成、機械・施設導入費用に係る助成、融資にかかる利子補給などを行う。

C 担い手型法人（Ⅱ農地集積や事業多角化により効率的な経営の確立を目指す法人）：合理化事業の経費助成、機械・施設導入費用に係る助成、融資にかかる利子補給などを行う。

③新規就農者・新規参入者：就業相談への対応、就業計画策定に対する指導、研修受け入れ農家との連携による技術・経営指導、住宅の斡旋などを行う。

④女性・高齢者：講習会、研修会を開催する。

また、国が推進する担い手アクションサポート事業も、公社の「担い手育成総合支援」の一環として行われる。なお、この事業は、図にみるように、公社が担い手育成総合支援協議会に承認された際に、ワンストップ支援窓口となる担い手センターを各市に設置したため、公社の業務部職員が各担い手センターに赴いて実施されることになっている。

次に「農用地利用調整」である。合理化事業の実施がその具体的な内容になる。当公社は農地貸借事業のみを行っている。したがって売買事業は北海道農業開発公社

4市を活動区域とする北海道「道央農業振興公社」

に一任している。農地の貸借実績（ストック）は、平成17年度末が256件、794・7畝（うち田218件、710・7畝）、平成18年度末が398件、1278・5畝（同299件、1041・6畝）であり、設立以降、着実に増加している。地区別にみると、元来、合理化法人があった恵庭市の実績が圧倒的に多く、件数、面積とも全体の6割程度を占めている。農地の出し手は後継者のいない高齢農家が多く、受け手は基幹的従事者のいる農家、農業生産法人、新規就農者など様々である。この傾向



公社の役員の方々。左から藤森課長、野澤事務局長、市川常務理事、水島部長

は4市とも変わらない。貸借借期間は5年が基本で、これも4市とも同じ状況にある。

道央農業振興公社が示唆する市町村農業公社の意義

現在、全国にある農地保有合理化法人資格を有する市町村農業公社は153法人である。市町村、JA等が出資した第三セクターの公益法人という性格上、財政的に豊かな市町村公社は数少ないであろう。出資主体の自治体財政の逼迫の影響を受けて事業規模の縮小を考えている市町村農業公社も多いという。こうした状況の中、道央管内の4市2農協は、道央農協が有する合理化法人を廃止し、あえて市町村農業公社を設立する道を選んだ。ここでは、その理由と市町村農業公社の意義を再確認することとする。

第一に、担い手支援や農地保有合理化事業といった公的な性格を有する事業に取り組むのは、経済活動を行わない公益法人とすることが最適であると考えたからである。当公社は役員一丸となった努力の甲斐あって、平成18年度の当期収支は約400万円の黒字となった。ただし、前述した寄付行為（出捐）、職員の派遣、市有資産貸与といった公的支援を得て、こうした健全な経営を実現していることは否定できない。これが認知

されているのは、当公社が公益法人であり、その上で主要業務である公的な性格を有する事業をしつかりと実施しているからに他ならない。

第二に、担い手育成や農地保有合理化事業など農用地の利用調整に係る業務の推進には、専門知識や高度な技術を身につけた職員が欠かせない。更にはその職員が担当業務に専念できる経済的環境が必要であると考えたからである。農協や関係機関で構成された任意協議会では、所詮、誰かが片手間でこれらの業務に携わることになる。それでは成果は得られないというのである。

加えて、地域担い手育成総合支援協議会を当公社が兼ねるようになった理由もここにある。担当者が任務に専念することが難しい任意協議会方式ではその成果は得られない。それならば、担い手育成のプロが結集する当公社に任せようという考えである。「本来、市町村農業公社は、自治体や農協とは違って、担い手育成や農地流動化支援に携わる専門家が結集する特別な機関であるはずである。」（市川道央農業振興公社常務理事）と語るように、この点は、広く再認識される必要があるのではないだろうか。



公社設立の意義を語る市川常務理事